

令和 8 年 6 月 15 日
高知県環境農業推進課

入 札 説 明 書

1 入札に付する事項

- (1) 契約名称 ラジコン式草刈機賃貸借契約
- (2) 搬入場所 高知県吾川郡仁淀川町森 2792 高知県農業技術センター茶業試験場
- (3) 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 内 容 別紙 ラジコン式草刈機賃貸借契約要求仕様書のとおり
- (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、(3) で示す履行期間における賃貸借契約に対して積算した金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 担当部署

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号 高知県庁西庁舎 3 階
高知県農業振興部環境農業推進課 研究安全管理担当（担当者：横田、下元）
電話番号：088-821-4861、FAX：088-821-4536
電子メール：160501@ken.pref.kochi.lg.jp

3 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度から令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者又は入札日までに登録される予定の者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) この入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入、サービス（清掃等を除く）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請書（令和 2 年 10 月 6 日付け高知県告示第 810 号。以下「告示」という。）第 1 の 2 の(9)に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第 1 の 2 の(9)に該当しないこと。

4 入札及び開札等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月9日(木) 午前10時00分

イ 場所 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎地階
地下会議室

(2) 入札書の記載内容等

ア 入札書(様式3)には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名含む。以下同じ)ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

(エ) 郵送による入札において、入札者の押印を省略する場合は、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先(電話番号)。

(オ) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(カ) 入札件名

イ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札書の提出方法

入札書は持参により提出することとし、上記(1)の日時・場所において、所定の入札箱に投かんすること。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。)を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

代理人による入札の場合は事前に委任状(様式4)を提出すること。

(4) 郵便による入札書の提出方法

郵便による入札の場合は、書留郵便により、令和8年7月8日(水)17時までに、上記2の担当部署に必着すること。

入札書は、契約対象件名、入札日時及び氏名(法人の場合は商号、名称)を記載した封筒に入れ、これを封かんする。なお、7に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、封筒の封皮には各々前記必要事項のほか「初度入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

前記封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、郵送する。

(5) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(6) その他入札に関する事項

別紙 一般競争入札心得による。

(7) 質疑事項

質疑事項がある場合には、質疑書（様式2）により令和8年7月2日（木）午後5時までに、上記2の場所に電子メール又はFAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は、令和8年7月6日（月）までに電子メール等により入札参加者に通知するものとする。

5 入札保証金

高知県契約規則(昭和39年規則第12号)第9条又は第10条の規定による。

6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、4の(1)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、郵送による入札を行った者を除き、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札（最多2回）を行う。

入札に必要なもの（委任状、印鑑等）を持参すること。

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7の要領で再度入札を行う。

(4) 再度入札（初度入札を含め3回）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 契約保証金

高知県契約規則第 39 条又は第 40 条の規定による。

10 契約書の作成

要

11 契約条項

別紙賃貸借契約書（案）のとおり

12 入札に求められる事項

この競争入札への参加希望者は、この通知に示した賃貸借契約ができることを証明する書類を 13 の要領で提出しなければならない。参加希望者は、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

13 本件入札に関して提出する書類

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 5 時までに、2 の担当部署まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があって、県から補正又は説明を求められた場合、令和 8 年 7 月 6 日（月）までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）

掲載している様式に必要事項を記入し提出すること。

イ 補足資料

上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

14 その他

(1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

(2) 機器設定、搬入及び調整等使用可能な状態での引渡しを受けるための役務等に要する費用は契約の相手方の負担とする。

(3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。